

[公募型プロポーザル告知]

令和7年度 道市連携海外展開推進事業（デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業）
欧米市場販路開拓業務 公募型プロポーザルの実施について

R7. 6. 16

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会では、「令和7年度 道市連携海外展開推進事業（デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業）欧米市場販路開拓業務」に係る公募型プロポーザルを実施します。

記

● 業務名

「令和7年度 道市連携海外展開推進事業（デジタル技術を活用したグローバル市場開拓事業）欧米市場販路開拓業務」

● 業務の目的及び内容

1. 目的

道産品の販路開拓を図るため、道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」（以下、「委託者」という）において、道内企業の進出が途上である欧米市場を対象に、デジタル技術を活用したセミナーやバイヤー招へい商談会などを実施する。

また、輸出規制や関税措置など国際情勢の動きを踏まえて道内企業へ有益な情報提供ができるよう、セミナーの中で市場動向等を説明するとともに、現地でのテストマーケティングを合わせて行う。

2. 内容

道産品（道内で製造又は加工されたもの全般を指す。以下同じ。）の欧米販路開拓に向け、次の業務を実施すること。なお、本事業の目的を達成するために効果的な実施内容があれば、合わせて提案書に記載すること。また、業務の遂行に当たっては、委託者と随時協議の上、進めること。

（1）欧米市場展開セミナー

ア 対象分野：道産品（主に食品）

イ 実施時期：令和7年7～8月頃

ウ 実施場所：札幌市内

エ 参加企業数：輸出に取り組む道内企業 10～15 社程度（企業募集の具体的な方法についても提案書に記載すること）

オ 実施内容：欧米市場に挑戦する道内企業の掘り起こし、（2）で実施する商談での成約率向上に資するようなセミナーを実施すること。セミナーでは、一般的な欧米市場分析・輸出規制・関税政策やECの活用方法などの説明を行うとともに、参加企業が自社商品について専門家等に個別相談し、現地目線によるアドバイスを受けられる機会提供なども含めることとし、提案書に記載すること。

（2）欧米バイヤー招へい商談会・視察会

ア 対象分野：道産品（主に食品）

イ 実施時期：令和7年8月～令和8年1月頃

ウ 実施場所：（商談会）札幌市内 （視察会）北海道内

エ 参加企業数：輸出に取り組む道内企業 10 社～15 社程度（（1）参加企業を含める）

オ 招へいバイヤー数：米国向けバイヤー1 社以上、欧州向けバイヤー1 社以上、合計2 社以上を原則として現地拠点から招へいすること。バイヤー選定に当たっては、原則、ECサイトを設置している事業者とし、JETROや農林水産省などの貿易支援機関等によるプラットフォームも活用すること。

カ 実施内容：欧米向けバイヤーを札幌に招へいし、商談会を実施すること。また、道内食関連企業の生産・製造現場視察会も併催すること。

(3) 米国現地テストマーケティング

ア 対象分野：道産品（主に食品）

イ 実施時期：令和7年10月～令和8年1月頃

ウ 実施場所：北海道との姉妹友好提携35周年を迎えた米国マサチューセッツ州において、周年交流事業との相乗効果を図るため、同州を候補地とする。

エ 参加企業数：輸出に取り組む道内企業5社・10品目程度

オ 実施内容：現地でのテストマーケティングを行い、その結果や市場動向等を取りまとめて道内企業に紹介すること。

(4) 参加企業への対応（商談前後のフォローアップ実施）

ア 実施期間：商談準備開始から事業期間終了（令和8年3月6日）まで

イ 実施内容：商談実施にあたり、参加企業の輸出経験や知識レベルに合わせたサポートを行うこと。商談前には、参加企業が事前準備できるよう、マッチングしたバイヤーについて情報提供するなどの商談成約率向上に資する支援を実施すること。

また、商談後は、現地バイヤーや参加企業の求めに応じ、成約を目指した輸出手続等の支援を行うこと。想定する支援項目は次のとおりであるが、これら以外について、成約等に資する項目があれば提案に含めること。

（想定する支援項目）

- ・商談等における資料作成のサポート
- ・商談等における資料翻訳
- ・バイヤーに関する情報提供
- ・継続商談時の通訳
- ・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・物流企業等との仲介 ほか

(5) アンケートの実施

(1)～(3)の各業務終了後は、参加企業及び招へいバイヤーに対し、商談結果等に関するアンケートをそれぞれ実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

(6) 事業報告書の作成

(1)～(5)の実施結果について、事業報告書（詳細版及び概要版）を委託者に提出すること。概要版はA4版10ページ程度（サマリー1枚、概要10枚以内）とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとすること。また、概要版は対外的に公開・プレゼンテーションが可能な資料として整理すること。なお、事業報告書の内容は、委託者と協議して決定すること。

(7) 成果品の提出

以下の成果品を委託期間内に提出すること。

(6)の事業報告書（詳細版及び概要版）（紙媒体（A4版）：5部、電子データ：1式）

● 履行期限（予定）

令和8年3月6日（金）

● 公募型プロポーザル方式の参加資格

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 市区町村税
 - (ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (エ) 消費税及び地方消費税
- ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

● 応募手続き等

応募する者は、次により別添様式の参加表明書及び企画提案書を提出するものとする。

(1) 複数提案の制限

一つのコンソーシアム又は単独法人が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出部数 1 部
- イ 提出期限 令和 7 年 6 月 30 日（月） 午後 5 時 00 分（必着）
- ウ 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出部数 8 部（法人名等については 2 部のみ記載し、残り 6 部にはそれらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記入しないこと。）
- イ 提出期限 令和 7 年 7 月 3 日（木） 午後 5 時 00 分（必着）
- ウ 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

● 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

● 最良の提案をした者の選定方式

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

● 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

● その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他留意事項

- ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書に関するヒアリングを行う。
- ウ 審査結果及び特定者名は、公表する。
- エ 詳細は説明書による。

● 資料（応募にあたっては、必ず確認のこと。）

1.企画提案指示書	PDF 形式
2.参加表明書作成要領	PDF 形式

3.参加表明書様式	Word 形式
4.参加表明書別添資料	Word 形式
5.適用除外申出書	Word 形式
6.コンソーシアム協定書	Word 形式
7.企画提案書作成要領	PDF 形式
8.企画提案書様式	Word 形式
9.誓約書	Word 形式

● 契約までの主なスケジュール（予定）

参加表明書の提出期日	6月30日（月）
企画提案書の提出期日	7月3日（木）
プロポーザル審査会	7月上旬
契約締結・業務開始	7月中～下旬

《お問い合わせ先》

〒060-8611 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局（北海道総合政策部国際局国際課）

電 話 011-204-5342

担 当 三上、逸見